

山遊会・会山行「安全管理規約と遭難対策」(案)

平成 22 年 1 月 28 日

(山行計画書)

1. 会山行係りは、山行計画書を山行 1 週間前までに提出する。
2. 山行計画書の内容は、日程、場所、コース、装備、会山行係り、参加者名、連絡先を明記する。

(山行計画書提出先)

3. 山行計画書の提出先は、山遊会メーリングリスト（以下 ML とする。）とする。
会山行係りが ML に送信アップできない場合は、担当副代表（山本）が代行する。
その場合は、会山行係りは書面等で担当副代表に提出する。

(留守番担当)

4. 会山行係りは計画書の提出と同時に、留守番担当者 2 名を指名する。
代表（永田）、副代表（山本、辻橋）が山行に参加しない場合は、自動的に代表、副代表が留守番担当者となる。
5. 留守番担当者は、事故発生時の連絡窓口、対外交渉窓口となる。
事故発生と同時に会員に連絡し、救援対策協議会を立ち上げる。
但し、日本山岳会への連絡は当面の間控える。

(下山報告)

6. 会山行係りは、下山後速やかに留守番担当者に下山報告を電話で行う。

(個人データ整備)

7. 上記安全対策を履行するために必要となる個人データの整備を毎年行う。
会員は各自の個人データを毎年 6 月末までに、その年の個人データを所定用紙に記入の上、名簿管理担当者（保坂）に提出する。

(救援対策基金)

8. 会山行時の不測の事態発生により、救援対策協議会が結成され、現地出動などの費用が発生した際に備えて、救援対策基金を創設する。
9. 救援対策活動に関する費用は、原則個人負担として各個人が加入している山岳保険で賄う。会の救援対策基金からの支出は一時立替金とし、活動終了後は返却する。
10. 基金の元金として、山遊会の年会費積立金の一部 10 万円を拠出し、年会費積立金とは別枠で救援対策基金として積立てる。
11. 救援対策基金として、会山行参加者から 1 回の山行参加につき 200 円を徴収し基金に入金する。（平均参加者 8 人として年間 96 人×200 円＝19200 円）
山行参加者から徴収した金額が元金の 10 万円に達した場合には、元金拠出分として年会費積立金に返還する。

以上